

専門職大学院の発展のために 求められる取り組み

小松親次郎氏 文部科学省高等教育局主任大学改革官

法科大学院をはじめとする専門職大学院はどのような経緯から生まれたのか。
またこの制度をわが国に根付かせていくためにはどのような条件整備が必要か。
文部科学省高等教育局主任大学改革官・小松親次郎氏にうかがった。

戦前と戦後の大学院

専門職大学院の制度がつくられるに至った経緯からうかがいたいと思います。

小松 それを説明するには、わが国の大学院制度の沿革をさかのぼる必要があります。

大学院制度はすでに明治時代から存在していました。当初は特定の先生の下で特定の学問領域について研究を深め、一定の体系を完成するための仕組みであり、何を学ぶか、どのように深めていくかは一人ひとり違うのだから、標準化された教育課程は馴染まないという考え方がとられていました。これは欧州大陸、特に19世紀のドイツの近代大学に影響を受けた考え方です。

それが第二次世界大戦後、大きく転換することになります。博士のほかに修士の学位がつくられ、アメリカ型の課程

制の大学院になるのですが、要は教育が標準化されたということです。異なる研究主題に取り組んでも、一定のプロセスをこなせば、誰でも同じ学位が得られるという点で、学位について共通化が図られたと言えるでしょうし、大学院での成果としての学位が社会で利用しやすくなったという点では、教育の実務性も強まったと言えるでしょう。

ただ、誤解を避けるために言えば、学問研究の専門職業の訓練方法としては、戦前の大学院制度も優れて実践的であったわけで、それを踏まえ、大学院が扱うプロフェッションの対象が拡大したという見方もできます。

戦後、新制大学となった時点で、米国型のプロフェッショナルスクール¹が導入されなかった理由は、

小松 いろいろな理由があると思いますが、例えば戦前の大学院には長い歴史があり、世界的な学者を輩出してい

ましたから、制度は移行したものの、実態として過去約70年間にわたって相応の成果を上げてきた雰囲気があるまま受け継がれたということもあるでしょう。

また、これは日米両国の教育史に奥深く関わる問題ですが、端的に言えば、米国は、さまざまな理由から学部が教養教育が中心で、専門教育は大学院で行われるため、必然的に実践性が要求されます。そのため、かつての日本の大学院のように、ごく限られた人が学問的訓練を受ける大学院とは、自ずから教育のあり方が異なっていたわけです。

戦後しばらくは、大学院のあり方の見直しを求める動きは表面化しなかったようです。

小松 戦後、大学の学部の進学率は上がっていきましたが、大学院についてはそれほど社会の関心事にはなりませんでした。ところが近年、状況が急速に変化しています。大学審議会(当時)

¹ プロフェッショナルスクール：医学、歯学、法律、ビジネス、神学、教育、福祉、看護等の専門職を育成する大学院レベルの教育機関。法律、医学、企業等の経営者、幹部、教師、学校経営者、行政の政策立案者、ケースワーカーなどの実務家を養成するプロフェッショナル教育(専門職業教育)が実施されている。

は、平成3年に大学院学生数の規模を倍増²することを提言しています。当時、大学院の在学者数は9万5,000人でしたが、それが平成12年には20万5,000人になり、今や23万人に達しています(資料参照)。急増の理由はさまざまですが、大学院の大衆化という現象が起きかねないような状況の中、大学院の教育機能が、研究者養成と一般の職業人養成とに分化していくのはある意味で当然であり、私たちとしては、それにきちんと対応しなければならないと認識しています。

資料

(1)大学院を置く大学数

	大学院を置く大学	修士課程のみを置く大学	博士課程を置く大学	専門職学位課程を置く大学	大学院を置かない大学
平成11年度	463	129	334	-	159
平成12年度	479	130	349	-	171
平成13年度	494	131	363	-	176
平成14年度	508	131	377	-	178
平成15年度	523	141	382	8	175

大学数は放送大学を除く。
各年度5月1日現在

(2)大学院の在学者数

	修士課程	博士課程	専門職学位課程	計
平成11年度	132,118	59,007	-	191,125
平成12年度	142,830	62,481	-	205,311
平成13年度	150,797	65,525	-	218,322
平成14年度	155,267	68,245	-	223,512
平成15年度	159,481	71,363	645	231,489

在学者数は放送大学を除く。
各年度5月1日現在

文部科学省調べ

専門職大学院の創設

専門職大学院が求められるようになった背景として、従来の日本の実務教育に不十分な面があったということなのでしょうか。

小松 わが国には、しっかりとした専門教育を行っている教育機関がいくつもあります。各種学校、専修学校、専門学校、短期大学、大学や大学院と多様な主体によって実務教育が行われており、企業ベースでも行われています。今や工学部などは、大学院の修士課程に進む人の割合が非常に高くなっていますが、それは高度な専門職業人を養成する機関としての評価を得つつあるということでしょう。その他の分野でも、さまざまなかたちでプロフェッション養成の試みがなされています。今回の専門職大学院の創設は、その流れにあるわけです。

もちろん、従来の大学院制度にしても職業人養成を視野に入れていました。昭和49年の大学院設置基準制定にあたって、修士課程の目的のひとつ

として「高度な専門職業人の養成」という趣旨の目的を明確に位置付けていますし、平成元年の設置基準の改正では、博士課程にも同様のものを入れしました。これらを通じて、大学院における伝統的な学問研究の基礎能力を養う部分と、それ以外のさまざまな実務的な教育へのつながりを考えた教育にしていく努力は、流れとして継続してきたところです。したがって、制度上、それは従来の大学院教育でもできます。しかし、さらにいわば専門職業人養成にシフトした仕組みを新たに立ち上げることで、大学院がさまざまな取り組みをしようとするとき、動きやすくしようということです。

専門職大学院に先行して、専門職大学院を立ち上げられていますね(6頁・資料1参照)。

小松 大学院設置基準を改正して、平成11年に専門職大学院の制度を創設しています。修士課程のうち、高度専門職業人の養成に特化して実践的な教育を行うもので、ある意味では実験的な

要素を伴った試みでしたが、さらにその経験に基づき、専門職大学院の制度を創設しました。平成14年の臨時国会で学校教育法を改正して(平成15年4月施行)同法に基づく省令として専門職大学院設置基準を定めています。それまで学位には、修士と博士しかありませんでしたが、第三の学位として新たに専門職学位を設け、それに結び付けるかたちで教育機関の仕組みを確立したのが専門職大学院です。「高度専門職業人の養成」を明確化した学位と結び付いている点などで、従来の専門職大学院とは異なります。

理論と実務の架橋ということですね。

小松 大学院教育は歴史的な経緯もあり、基礎理論に重点を置いていました。大学院における基礎理論の研究教育は重要な機能であり、今後とも失うわけにはいきません。しかし、それと同時に実務との架橋を体系的に図る仕組みをさらに実現させていくことも大事だと考えているわけです。付け加えれば、

² 大学院学生の規模を倍増：1991年11月、大学審議会の答申『大学院の量的整備について』において、「平成12年時点における我が国の大学院学生数の規模については、社会人の学生及び留学生も含め、全体としては少なくとも現在の規模の2倍程度に拡大することが必要であると考えられる」とした。



最近の企業は即戦力を求めているとよく言われているようですが、問題はその中身だと思います。役所にしても例外ではありませんが、これまでの日本の職場というのは、ゼネラリスト中心でした。スペシャリストといっても、その知識の体系性はそれほど深いものではなく、長い経験上よく知っているとか、特定の領域の細かい知識があるという程度のもも多かったのではないのでしょうか。今、日本の職場が戦力の中身として求め始めているのは、基礎理論と実践にまたがる体系的な知識や技術の持ち主なのではないかと思います。

第三者評価のあり方

米国には、さまざまな専門職の養成に特化した大学院の長い伝統があります。日本の専門職大学院がそこに並び、世界に通用する実質を備えるため、いかなる取り組みを考えていらっしゃるか。

小松 一つは設置基準による対応です。新しい教育体制の体系化ですから、その基準のレベルは、中央教育審議会などで議論していただいて設定されました。米国などで世界的に名前が売れている大学院の教員体制や施設設備に比較すれば、まだ弱体という意見も聞きますが、まずは世界に通用する高度専門職業人養成に特化した大学院という、研究教育機関を形成していく出発点として最低限の要素を確保していただくというのが、現時点における基本ということになると思います。

二つ目は、継続的な第三者評価、いわゆるア krediteーション³にも通ずることです。教育研究の実態を外部者が

評価する。それを通して社会の目に公にさらされるようにして、各校、切磋琢磨していただくということです。

三つ目は、政策的補助です。学生個人や機関に対する補助、さらに制度を牽引する、優れたプロジェクトを選定して応援する。当面その三つの組み合わせによって支援することで、よりスピーディに成長していただくと考えています。

二つ目に挙げられた第三者評価について詳しくお聞きしたいと思います。

小松 学校教育法の改正によって、国公私すべての大学は、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)による評価を受けることになり、平成16年4月から実施される予定です。「認証評価」という言葉がときどき誤解を受けるのですが、国が大学を評価してその質を認証する制度ではなく、国が認証するのは評価団体です。つまり、ある団体が大学を評価するとき、その団体が一定水準の評価を行なうことができる要件を備えていれば、文部科学大臣が中央教育審議会の意見を聞いた上で、それを認証するという制度です。

なお、この制度は設置基準と裏腹な関係にあります。申し上げましたように、設置基準は、設置するのに必要な最低基準です。また、準則主義ということですから、基準を満たしていれば必ず認可されます。つまり、入口は緩くなっているわけですが、質を担保するために、その後から何らかのかたちでチェックが働く仕組みということになります。今回の第三者評価は、世の中の事前規制型から事後チェック型への転換とい

う流れ、オープンネスとフェアネスの重視という流れの一環であると言えます。評価基準や評価のプロセス、評価者などの情報がオープンにされた上で、きちんとした評価がなされれば、求められる機能を果たすものと期待しています。

三つ目のバックアップとして、具体的なかたちはどのようなものがあるでしょうか。

小松 要点としては、先ほど申し上げたように、運営費、学生への補助、教育プロジェクトへの補助と3つになります。運営費については、専門職大学院も大学制度の一環である以上、基本的には他のものと同じ仕組みです。つまり、国立大学については、今までは国立学校特別会計としていたものを、この4月からは、国立大学法人として運営費交付金(9頁・註4参照)を交付します。私立大学に対しては私学助成です。それらによって必要なバックアップをしていくわけですが、国としての基本姿勢は、制度を整備しながら、大学の自律性、自主性を損なわず応援していくというものです。

平成16年度の専門職大学院への具体的な支援についてお聞きします。

小松 新規で専門職大学院形成支援という経費を立てました。専門職大学院で特色のある、優れた教育プログラムを公募して、第三者による審査を経て、専門職大学院の発展に資するものを選定して、支援し、その成果を各大学の共有財産にさせていただこうと考えて、これは競争的に行います。もはや日本はかつてのように、いちいち政府が指図する発展段階にはありません。あくまでも大学の自主性を尊重し

3 ア krediteーション[accreditation] : 外部機関による教育機関の品質認証。

て、自発的に応募していただき、それを客観的な外部の目で判断するということです。

法科大学院については、かなり手厚い支援を講じられるようですが。

小松 日本の司法制度改革と結び付いていること、および分野そのものについて、職業的な養成の方法が根本的に変わることに着目して、平成16年度予算では、法科大学院支援経費として新規の支援を行うことになりました。一斉に多数の法科大学院が出発するにあたって、学費の面で過大な格差をなくすため、私学助成を充実しますし、学生個人に対する経済支援としても、最大貸与月額20万円までの有利子奨学金を新設するなど、有利子60億円、無利子25億円規模の奨学金事業を行う予定です。

活用する側の対応

大学などの関係者に期待される取り組みは。

小松 当然ながら、各大学には制度の趣旨、理念に沿った取り組みを期待しています。特に制度が始まったばかりですから、それぞれの教育理念に従い、立ち上がり期として教育の実質を充実していただきたいと思います。

もう一つは情報提供です。何より、教育を受ける側の利益が第一ですから、大学の側は自分たちのところで何ができるのか、何はできないのか、それを明確にさせていただきたいと願っています。無論、よい面をより理解してもらうことは大いにやっていただいて構わないのですが、誤解が生じないように正確な情報を提供していただかなければなりま



せん。

ただ、専門職大学院を発展させるには、大学だけがいかに努力しても不十分です。抽象的に言えば、社会、もう少し狭く言えば、産業界や企業などということになりますが、高度専門職業人を求める側にも具体的な取り組みが求められると思います。冒頭の問題に関わってきますが、今回、高度専門職大学院が立ち上がりようとしている背景として、企業や産業界が高い能力を持つ専門職業人を求めているということがあるわけですが、求める側が、そういう人材をどう活用するのか、常に明確にされることも必要です。それがなければ、大学が一生懸命に専門職大学院の制度を充実させても、需給がうまくかみ合わないということになりかねません。専門職大学院が立ち上がりさえすれば、超人的な人材が養成され、企業の窮地を瞬く間に救ってくれるというわけではないのです。専門職大学院は米国を中心に発展してきた仕組みですが、その発展の背景には、米国の経済界なり、企業なりの行動様式があったことを思い出す必要があります。それに呼応して、

大学の側も、社会的需要に合った求められる人材を養成すべく、制度をつくり上げてきた。そういう長い歴史があるわけです。

これまでの日本の企業社会に、そのような土壌はあまり見られないのではないのでしょうか。それは別に怠けていたというのではなく、やはり社会や文化などが日米では違っていたということなのでしょう。日本では、日本型の専門職大学院などが発達していくことになると思いますが、長い歴史の中、日本で培われてきたよいところ、米国で培われてきたスペシャリスト養成のよいところ、その調和をいかに図るか、おそらくそれも今後の重要な課題のひとつではないかと思えます。

文部科学省高等教育局主任大学改革官

小松 親次郎(こまつ しんじろう)

1956年生まれ。1981年3月早稲田大学政治経済学部卒業。同年4月文部省入省。大臣官房、生涯学習、初等中等教育局、高等教育局、学術国際局、石川県庁、日本学術振興会等を経て、2003年1月文部科学省高等教育局主任大学改革官(現職)。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com

日本初! 大学発!
高度専門職業人養成機関
~ 欧米のキャリアアップ・システムを迫撃するか? ~